

# 奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和8年1月8日 (木) 10:00~11:43

【場 所】 奥州市役所 7 階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行  
佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩  
千葉康弘 濑川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子  
中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則

【欠席議員】 今野裕文議員

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 岩渕財務部長 佐々木商工観光部長  
門脇農林部長 千葉福祉部長 高野健康こども部長 高橋教育部長  
阿部政策企画課長兼公共交通対策室長 高橋財政課長 及川生活環境課長  
高橋商工労政課長 吉田企業立地課長 村上農政課長 千田福祉課長  
佐藤こども家庭課長 折笠健康増進課長 菅野学校教育課主幹  
千葉政策企画課長補佐 高橋公共交通対策室副主幹 石川農政課長補佐  
柴田こども家庭課長補佐  
鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

【次第】

1 開 會

## 2 挨 捜

### 3 協 議

### (1) 說明事項

- ① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について
  - ② 物価高対応子育て応援手当について
  - ③ 「令和7年高温・渇水障害」への対応について
  - ④ 岩手県利便増進実施計画（奥州市版）の策定について

## 4 その他

5 閉 会

## 【概要】

## 1 開會 略

2 挨拶

○議長（菅原由和君） 明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご家族ともども健やかに新年を迎えることとお慶び申し上げます。

また、旧年中、議員の皆様並びに倉成市長をはじめ市当局の皆様方には大変お世話になりました。改めて感謝を申し上げます。

我々の議員の任期も残りわずかとなりましたけれども、最後まで建設的な議論を重ねながら、諸課題に臨んでまいりたいと思っています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の全員協議会ですが、当局から説明事項が4件ございます。

円滑な進行にご協力いただきますよう本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

倉成市長からご挨拶をいただきます。

○市長（倉成淳君） 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

昨日、実は、定住自立圏の打合せ、首長会議がありまして、北上市、金ヶ崎町、西和賀町と一緒に話をしましたけれども、やっぱりこれから、今年といいますか、非常に連携というのが大切な年だなということを改めて感じました。

そして、実は、今日はこれから岩手県が主催する市町村の首長会議があるんですが、そこではおそらくクマの話題が出てくるだろう、といいますのは、やはり、緊急銃猟を釜石市みたいにやったところもありますし、あとやっぱり春先に向けてどういう行動を取るのかっていうのは、これは、連携してやらないとなかなかできないことでありまして、それについての県の見解であったり、それから実際の体制であったり、生息数を減らすという手段をどういう形で取るのかという、いろいろ、実は猟友会から問題を指摘されていますので、そういう議論になるのではないかと思っています。北上市、金ヶ崎町では、最終目撃情報が12月だったんですが、奥州市の場合は1月になって若柳でまた目撃がされておりますので、これからも予断を許さないなと思って今日の会議に臨みたいと思います。以上です。

よろしくお願ひします。

○議長（菅原由和君） ありがとうございました。

本日の全員協議会は、27番今野裕文議員から欠席届が出されております。

3 協議

○議長（菅原由和君） 3の協議に入ります。

### (1) 說明事項

## ① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について

○議長（菅原由和君） (1)の説明事項①、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について説明をいただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 地方創生臨時交付金の活用につきましては、国の推奨事業メニューで重点化されているものを例えて挙げれば、生活弱者、それから、子育て世帯への食料品、物価高騰支援、それから中小企業の賃上げ支援など急ぎ対応が必要なものを中心として1月臨時議会で提案させていただきたいと思います。

なお、これは、第1弾でございますので、追加の対応は2月議会でということで進めさせていただきたいと思います。概要は、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 物価高騰対応交付金活用事業について説明をさせていただきます。  
資料ナンバー1をお開きいただきたいと思います。

事業選定の説明の前に、今回国が示している総合経済対策の概要について簡単に説明します。昨年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策、いわゆる総合経済対策と呼ばれているものですが、こちらに記載のとおり3つの柱から構成をされており、このうちの第1の柱である生活の安全保障・物価高への対応にこれから説明する重点支援地方交付金の拡充及び子ども1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当、これらが含まれます。今回、当市に示された重点支援地方交付金の交付限度額は、14億7,204万2,000円で、このうち4億2,488万9,000円が食料品の物価高騰に対応するための加算分という扱いで特別枠的に措置されているところです。この加算分を活用して、食料品の物価高騰負担を軽減するための商品券でありますとか、電子クーポンなどの事業実施といったものが期待されているというところでございます。これは、新聞報道などでもかなり報道されておりますので、議員の皆様ご存じかと思いますけれども、そういったものでございます。以上が国の総合経済対策の概要となります。

次に事業選定の考え方についてです。

事業選定に関しましては、これまでと同様、以下に掲げる考え方を基本とするとともに、今回、国から特に留意すべき点として、物価高対策の早期執行に向けた準備と推奨事業メニューに食料品の物価高騰に対する特別加算、これと中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備を追加したという旨の通知がございましたことから、事業選定におきましてはこうした点についても配慮することとしております。

推奨事業メニューへの追加及び食料品の物価高騰に対する特別加算につきましては、資料2を参考資料として添付させていただいておりますので、こちらはご確認をいただければと思います。

次のページ、事業実施と交付金の活用額についてです。

今回示されました国の総合経済対策の趣旨を踏まえるとともに、県や近隣市町との協調なども考慮し、こちらの表に示すとおり、生活者支援及び事業者支援に係る各事業を選定し、実施しようとするものです。

なお、これらの事業に係る予算は、来週1月16日に開催予定の臨時議会に補正予算案を提案したいと考えておりますほか、一部事業につきましては、令和8年度実施事業として、1月27日に招集予定の定例会に当初予算に含めた形で提案をさせていただきたいと考えております。

各事業の内容につきましては、後程一覧表にて説明をさせていただきます。

なお、今回、国から示された交付限度額に対しまして、令和7年度実施事業での活用額は9億4,200万円余りを見込んでおりますことから、差し引き5億2,900万円余りにつきましては、これまでと同様、国において令和8年度に繰り越しいただいた上で、市としても令和8年度事業の財源として活用していきたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールですが、令和7年度実施事業に係る本日以降の主な予定としましては、1月16日の臨時議会で補正予算の議決をいただきましたならば、期限までに国に実施計画を提出するとともに、各所管課におきまして直ちに事業着手し、できるだけ早期に事業完了したいと思っております。

資料ナンバー1についての説明は、以上となります。

それでは、今回選定した交付金活用事業の概要について説明いたしますので、資料ナンバー3をお開きいただきたいと思います。

一覧表の左端の列にございます事業ナンバーの順に説明していきますけれども、事業名の前に黒丸が付いている事業が3つございます。

こちらは、先ほど説明しました今回の重点支援地方交付金の特別枠であります、食料品物価高騰加算分を活用する事業であることを表しております。

なお、各事業の事業費につきましては、各担当課において年末年始の限られた期間で集中的に、一生懸命取り組んでいただいたわけですけれども、積算根拠の部分で、いまだ見通しが読み切れていない部分もございますことから、補正予算案提出の際、本日の説明と若干数字がずれる場合もあり得ますので、その点につきましてはあらかじめご了承を願いたいと思います。

それでは、各事業の概要について説明をさせていただきます。

初めに、事業ナンバー1は、健康こども部所管の生活者支援で、子育て世帯に対する食料品物価高騰支援事業です。

この事業は、長期化している物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、食料品購入費用の支援として、子育て応援手当に1人当たり2万円を上乗せして給付しようとするもので、事業費2億9,000万円に対し、交付金活用額は、2億8,900万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー2は、福祉部所管の生活者支援で、低所得者に対する食料品物価高騰支援事業です。

この事業は、長期化している物価高の影響を強く受けている低所得者世帯に対し、食料品購入費用の支援として、福祉灯油事業に1世帯当たり1万円を上乗せして給付しようとするもので、事業費9,915万1,000円に対し、交付金活用額は、9,795万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー3は、市民環境部所管の生活者支援で、省エネ家電買換促進事業です。

この事業は、市民に対して、省エネ家電への買換えを促進し、家庭のエネルギー費用負担の軽減並びに地域における脱炭素社会の構築を図ろうとするもので、事業費4,100万円に対し、交付金活用額は、3,500万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー4は、商工観光部所管の生活者及び事業者支援で、キャッシュレス決済推進事業です。

この事業は、物価高騰の影響を受けている生活者の消費を下支えするとともに、市内中小小売業者等の売り上げ増加、事業継続等を図ることに加え、キャッシュレス決済環境の導入を促進することにより、市内の商取引における利便性、快適性の向上を図ろうとするもので、事業費2億6,700万円に対し、交付金活用額は、2億3,000万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー5は、教育委員会事務局所管の生活者支援で、学校給食物価高騰支援事業です。

この事業は、学校給食費改定に伴う増額分に対する支援を行うことで、長引く物価高騰下にあっても、これまでと同様の学校給食の回数と質を確保しようとするもので、事業費9,349万円に対し、交付金活用額は、9,348万円を見込んでおります。

なお、本事業は、令和8年度において実施する事業であり、事業費については、令和8年度当初予算に組み入れた上で、1月27日開会予定の第1回定例会に提案させていただくことで考えております。また、今後、国の小学校給食費負担軽減施策が講じられた場合は、事業内容、事業費を見直す場合がありますのでこちらについてあらかじめご了承いただきたいと思います。

次に、事業ナンバー6は、政策企画部所管の事業者支援で地域公共交通事業者運行支援事業です。

この事業は、燃料費高騰による負担が大きい市内バス、タクシー事業者に対し、県と協調して、

燃料費高騰支援を行うことで、安全かつ安定した公共交通の運行の維持・確保を図ろうとするもので、事業費265万5,000円に対し、交付金活用額は、260万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー7は、健康こども部所管の事業者支援で、医療機関等に対する物価高騰支援交付事業です。

この事業は、市内の医療機関等に対し、県と協調して、光熱費や食材料費の上昇に伴う経費のかかり増しへの支援を行うことで、地域医療体制の維持等を図ろうとするもので、事業費4,713万5,000円に対し、交付金活用額は、4,500万円を見込んでおります。

事業ナンバー8から11までは、いずれも商工観光部所管の事業者支援となります。

事業ナンバー8、中小企業等賃上げ支援事業は、市内の中小企業者等に対し、県と協調して、賃上げに伴う事業者負担に対する補助を行うことで、企業の人材確保や雇用の安定を後押しし、市内の雇用者が働き続けやすい環境を整えようとするもので、事業費1億4,000万円に対し、交付金活用額は、1億1,300万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー9、伝統産業物価等高騰対策事業は、物価高騰の影響により、経営環境が悪化している伝統工芸事業者に対し、原材料、資材等の購入時における物価高騰分を差額補填することで、伝統工芸事業者の経営環境の改善と伝統工芸産業の維持・発展を図ろうとするもので、事業費2,093万円に対し、交付金活用額は、1,700万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー10、運輸事業者運行支援事業は、市内運送事業者に対し、暫定税率廃止までの3か月分に相当する支援金を支給することで、社会インフラとして重要な運送事業の維持・確保を図ろうとするもので、事業費1,633万円に対し、交付金活用額は、1,300万円を見込んでおります。

次に、事業ナンバー11、温泉・宿泊施設電気料等高騰緊急支援事業は、市内で温泉施設、宿泊施設を営む事業者に対し、電気・ガス・灯油・重油に係る物価高騰分に対する支援を行うことで、事業継続のための経営支援を行おうとするもので、事業費3,835万円に対し、交付金活用額は、3,000万円を見込んでおります。

最後に、事業ナンバー12は、農林部所管の事業者支援で家畜飼料高騰対策支援事業です。

この事業は、市内の畜産農家に対し、飼料購入費を支援することにより、畜産農家の経営継続を図り、安定的な畜産物の生産につなげようとするもので、事業費9,261万5,000円に対し、交付金活用額は、7,000万円を見込んでおります。

以上が今回、国から示された総合経済対策に基づく重点支援地方交付金を活用して実施しようとする物価高騰対策事業の概要となります。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は以上です。ご質問等がございましたらご発言願います。

17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番、千葉敦です。

2点ほど。まず、事業一覧の6番目、公共交通のバス、タクシーの支援ですけれども、運転代行業者には支援はないのかということを質問したい。

それから、今回、教育・保育、あるいは福祉施設への支援がメニューにないんですけども、これはないのか、質問します。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） まず、運転代行の部分でございます。

これにつきましては、運転代行さんは基本的にガソリンを使用されているという部分もございま

す。そういう部分で暫定税率が昨年をもって廃止ということでございますので、これについては、メニューからは除かせていただいた経過でございます。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 今回のバス、タクシー事業者への支援でございますけれども、同様に暫定税率の関係というのは、バス、タクシー事業者の方にも多少影響していると思いますけれども、県の方ではそこを加味しまして、いずれ燃油高騰額の3分の1補助ということで対策を行うということで連絡が来ております。

3分の1の考え方は、基本的にその市町村の支援も含めて、県3分の1、市町村3分の1、そして事業者負担3分の1ということでの考えだということですので、市としては県の考えに協調する形で今回、バス、タクシーの支援を行わせていただくということでございます。

○議長（菅原由和君） 高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野聰君） 教育・保育施設の支援の件です。電気代、ガス代の支援については、経産省サイドで全体的な支援の制度が設けられているので、今回は、1月から3月までの間につきましては、支援はしないという形で進めておるところです。

○議長（菅原由和君） 千葉福祉部長。

○福祉部長（千葉学君） 今、健康こども部長が答弁したものと同様の内容になります。加えて福祉施設に関しましては、昨年の12月補正の追加補正で、10月から12月の部分については措置済みということでございます。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

今の17番議員の質問に関連で、6番と10番のところで、いわゆる軽油引取税の関係が4月1日で廃止ということで3か月分ということのようですが、タクシーは主にLPGだと思うんですけれども、LPGについてもそういう制度になっているのかどうかの確認と、先ほど課長の説明では、県3分の1、市町村3分の1、事業者3分の1というそのスキームに今回、奥州市が乗るという判断をしたということですが、一方、大前提で、国や県がやらないことをまずやりますよという方針を大きな意味で決めておいたわけですが、しかし、県は強制はしていないと思うんですけれども、あくまで最終的な判断は市町村ということなのかとは思っておりますが、そのような判断に至った経過のところをもう少し詳しくお願ひします。

2点目は、4番の商工観光部所管のキャッシュレス決済の部分です。私は、これは非常にいい事業だとずっと前から思っておりまして、これから社会におけるキャッシュレス決済を進めるという観点からも、相乗効果があるだろうなということで評価をしているところです。

ただ1つ、PayPayのみというところにちょっと疑義があつて、そこについて、なぜそのように選択したのかということと、(2)のPayPayプレミアム商品券1億2,900万円、この内容について詳しい説明をお願いします。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 1点目のバス、タクシー事業者への支援の関係です。

タクシー等につきましては、確かに議員おっしゃるように、ガソリンではない燃料を使っているということですけれども、県では、その部分も加味してこの単価を積算したということで、その積算の詳しい内訳までは今日は手元にないからですけれども、そのように判断したということでございます。もし、市がここで支援を今回やらない場合はどうしても3分の1というルールのスキーム

で言えば、事業者負担が3分の2になってしまうということで、やはり公共交通を取り巻く環境が厳しくなっている状況の中で、市としても、その部分については、県から示されたスキームに乗った形で対応すると、いわゆるその県と協調する形で対応するというのがいいのではないかということで判断したということでございます。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） PayPayの関係、キャッシュレス決済の関係でございますが、これにつきましては以前から実施させていただいている事業でございまして、それによって進めさせていただきたいなという部分でございます。

PayPayを選んだ部分でございますが、これにつきましては今までの実績もございますし、あとは、キャリアを増やすことによってどんどんかかる経費がかさ増していくという部分もございますので、今回につきましては、PayPayの方で進めさせていただくということで考えたものでございます。

それから、プレミアム商品券、これにつきましては、内容としましては3,000円分の商品券をご購入いただきますと1,000円分のプレミアム商品券が付いてくる、いわゆる4,000円になるという内容でございまして、1人当たり最大10口まで、合計で4万円相当までの商品券を購入いただくことができるという内容でございます。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 1点目の国、県ができないことをやるという方針、それはそのとおりでございますし、さらに方針の1つとしては、県等と協調して、やはり課題に効果があると認められたものをという方針を掲げておりますので、ここに則った考え方です。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 1点目は、承知いたしました。

2点目ですが、確かにPayPayが普及の度合いが強いのは私も実際に市内でいろいろ買い物をしたりして、そういう状況は認識しております。

それは、かつてPayPayがこの地域に一生懸命、営業展開をしてきたということも相まって、これは1つ、PayPayサイドの努力ということもあるんですが、ちょっと違った見方をすると、行政が1つの事業者を応援する形、逆の言い方をすると、他を切っているんじゃないかと。それは、税金を使う形でいかがなものかというようなことに対して、違うのだときちんと明確にその理論武装できるのかどうかというところをもう一度お願ひします。

それから、プレミアム商品券、そうするとこれは紙を出すんですか。いわゆる、ペーパーレスもこれから進めていかないんじゃないかと思うんですが、確かに、スマートフォンを持っていない方もいたり、すべてを電子ということはできないんでしょうけれども、併用とかをするとかという考えはあるのかどうかを伺います。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） PayPayにつきましては1社といいますか、市内の事業所さんの方でも数多く、このPayPayにつきましては取り入れられている事業所さんも多いということで、より多くの市内の事業所さんの方で活用いただけるという部分も大きいのかなという部分で、選択させていただいているという部分もございます。そういった中で、こういった形で進めさせていただきたいと考えたものでございます。

それから、プレミアム商品券につきましては、これは、PayPay上の電子マネーでの商品券という形でございまして、紙ではございません。

そういう形を使いまして、それぞれご購入いただくというような形でございます。使用方法につきましては、購入方法も含めまして、説明会等も開いてまいりたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） すいません、1点目ですけれども、議員おっしゃるとおり事業者が1社でいいのかということは非常に毎回これ悩むところでございます。

ただ、今回の国の交付金の方向性、指導されているところを見ますと、やはり経費をなるだけかけないように、スピード感を持ってというところが求められております。それで、さきほど担当課長がお話しましたとおり、この事業者を増やすことによって経費がすごくかかると。さらに時間がかかるてしまうというネックがありまして、これはやはり、こうせざるを得なかつたというのが正直なところで、これに関しては他の自治体の例もいろいろ聞いてまいっておりますが、やはりそうせざるを得ないということで、特定の事業者にお願いするという事例がかなりあるということは申し添えさせていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 22番、阿部です。ナンバー2、3、4についてお伺いします。

まず、2番目の給付の件ですけれども、先ほどのご説明で、福祉灯油に上乗せをするということでありましたけれども、そうしますと、ある程度時間がまたかかるということになるのか伺います。

それから、3番目の買換え事業なんですが大変好評のようですが、いつからどのように行うのかということの周知の在り方についてお伺いします。

それから、4番目の先ほどから出ておりますPayPayについて、プレミアム商品券等ですが、大体にしてスマホを持っていない、使えない方にとっては全然関係のない話になってしまいますので、この辺のバランスをどのように、これまでもやってこられた事業ですけれども、さらに高齢の方であつたりスマホを持っていない方であつたりの方々に対してはどのように対応されるのか伺います。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 1点目の低所得者支援の食料品物価高騰に対して、福祉灯油が遅れるのかというお話に対してのご回答を差し上げます。

今回、福祉灯油は7,000円の支給ということですが、今回1万円を上乗せするということで1万7,000円になります。これによりまして、当初の予定では1月9日、明日あたりから申請受付を開始する予定でおりましたけれども、今回1万円を上乗せということで様々システム改修等がかかってきまして、1月27日頃の受付開始になってしまふということで、だいたい2週間、3週間ほど遅れてしまうという形で後倒しになってくる日程になります。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 2点目の省エネ家電買換促進事業の関係でお答えいたします。

まず、事業周知の考え方ですけれども、この事業につきましては、市内の家電販売店にも充分、事前に情報提供しておく必要がございますので、当年度内については基本的にはこの準備期間に充てたいと考えております。

併せて、3月ごろから市民周知を開始しまして、前回の事例で言いますと2か月ほどを周知期間に充てまして、実際の申請は5月、6月からなると考えております。

○議長（菅原由和君） 高橋商工労政課長。

○商工労政課長（高橋裕基君） 私からはキャッシュレス決済の関係でございます。

これにつきまして、ご高齢の方々という部分もございました。当然こちらにつきましては、担当

のほうでも検討しております、いずれ、そういった方々にも含めまして、説明会等開いてまいりたいと考えております。

キャッシュレス決済の部分につきましては、今だけのものではなくてやっぱり、中小企業者の方々の今後の利便性といいますか、商取引の向上、これが企業力にもつながっていくということも踏まえての内容でしたので、そういったものを促進してまいりたいと考えているものでございます。

○議長（菅原由和君） 7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。

資料ナンバー1の国の概要のところでお尋ねしたいんですけども、ちょっと、国の仕組みを不勉強で聞きますが、後発地震注意情報の備えの関係で聞くんですけども、今日の提案は第1の柱ですが、第2の柱の例えば危機管理投資等については、地方自治体には使えるお金とかが来るようなそういう仕組みではないのでしょうか、1点お聞きします。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） これもいろいろ、ご指摘の危機管理、省庁別にいろいろメニューがありまして、それを情報収集して有益なものを活用できればというスタンスでございますが、今日の時点で具体にこれという話は今はできないということでご了承願います。

○議長（菅原由和君） 15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。1点質問いたします。

12番の農林部、飼料高騰関係ですけれども、こちらを見ますと対象となる方が、市内に住所又は事業所を有している方と説明されていますが、例えばふるさと農協ですと、奥州市にあっても、例えば金ヶ崎町に牛を飼っているという方もあるのかかもしれません、その辺は分からぬですが、そういう場合でも出るのかどうかについて質問します。

また、申請方法とか、支払方法、これはどのように考えるのかについて、あと、最後ですが、支払いはいつになりますかということを質問いたします。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） 1点目の関係ですけれども、基本的には市内の農業者、それから法人さんが飼養している頭数ということになります。例えば、胆沢牧野に預けているとかそういった形もあるかと思いますけれども、基本的には、それらも対象になると考えます。

支払の方ですが、基本的にはふるさと農協、それから江刺農協さんに事務の委託をしたいと考えています。基本的には、頭数調査等々もございますので、その辺も含めて委託をしたいと考えているものでございまして、そちらの方から支払をするという形で考えています。

支払の時期ですけれども、今お話しましたように基本的には、それぞれの農家さんの飼養している頭数の確認から始まりますので、若干時間要すると考えていますので、早くは支払いたいのはそのとおりですが、支払は早くても3月ごろになるのではないかと現時点では考えているところでございます。

○議長（菅原由和君） 19番、及川佐議員。

○19番（及川佐君） 7番の健康こども部の医療機関の件に関してお伺いします。

積算根拠等の下の方に、市立医療機関は県支援相当分加算と書いていますが、これはそうすると、上の方の給付基本単価の方は、民間と分けて書いていると思うんですが、まずその1点と、それから市立医療機関の県支援相当分の加算というのは、これは例えば、稼働病床とか、ベッド数の計算に基づくのか、これはどのようになっているのか、あるいは、時期はどういうふうになるのか、こ

れについてお伺いします。

○議長（菅原由和君） 折笠健康増進課長。

○健康増進課長（折笠正君） 今回の医療機関への支援の積算の部分につきましてですけれども、資料の上の給付基本単価の部分につきましては、民間と市、すべて合わせた市内の医療機関の取扱いの部分として書かせていただいているもので、さらに下のほうにある市立医療機関というところが、県支援相当分を加算するということで、別立てで組み立てて支給をしたいといった表現でございます。

また、加算分につきましては、県の支援の形に則るわけですけれども、稼働病床を積算の根拠として計算をしたいと思いますし、民間につきましてもそのように集約をして稼働病床を基礎として支給をしたいと思っております。

また、支給の時期、スケジュールにつきましては、いずれ年度内にそれぞれの医療機関の方に支援が届くように進めて周知をして取りまとめをしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○19番（及川佐君） というと、市立病院の金額は大体どの程度と予測しているか教えてください。

○議長（菅原由和君） 折笠健康増進課長。

○健康増進課長（折笠正君） 市立病院は医療局への繰出しという扱いにはなりますけれども、県支援相当分と市支援相当分を合わせまして、約920万円ほどということで、今、整理をさせていただいているところでございます。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項①は以上とします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② 物価高対応子育て応援手当について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして説明事項の②、物価高対応子育て応援手当について、説明をいただきます。

高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野聰君） 健康こども部です。

前の案件でも若干触れておりましたけれども、物価高対応子育て応援手当につきましては、今回の物価高騰対策メニューの1つとして、物価高の長期化の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から支給しようとするものでございます。

詳細につきまして、こども家庭課長から説明をさせていただきます。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 目的は、先ほど部長から説明させていただきましたので、割愛しまして、支給対象者以降を説明させていただきます。

支給対象者ですが、児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等と考えておりますと、対象児童数は、約1万4,500人を見込んでおります。

対象児童には、公務員世帯の児童及び令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児を含むものとします。

給付額につきましては、子ども1人当たり一律2万円となります。

給付方法ですが、原則、プッシュ型で支給。申請手続きを省略しまして、令和7年10月支給時点の児童手当受給口座へお振り込みします。ただし、公務員世帯や、令和7年10月1日以降に出生した児童の保護者は申請手続きが必要とされていますが、申請漏れが発生しないよう、奥州市におきましては今月1月16日金曜日までに児童手当の認定請求を終えた新生児分につきましては、プッシュ型で支給をしたいと考えております。

予算ですが、全体事業費としまして、2億9,300万円ほどを考えております。

手当分としましては、2億9,000万円ですし、事務費としては、300万円ほど予定しております。

実施に係る経費につきましては、全額国庫補助であります。

今後のスケジュールですが、来週の臨時議会で予算を認めていただきましたら、即1月19日に子育て応援手当支給に係る通知の発送をさせていただきますし、市のホームページでも周知を図りたいと考えております。

また、1月20日の市の広報でもお知らせを考えており、受給辞退の申出期間を作った上で、プッシュ型の部分につきましては、2月10日に給付金をお振り込みしたいと考えております。それ以降は、申請があつた都度、随時、給付金は支給していきたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたらご発言お願いします。

15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番千葉康弘です。1点質問いたします。

4番の給付方法ですが、公務員世帯とか、令和7年10月以降に生まれた方ということでありますけれども、周知方法として広報とかも出すという形のようですが、例えば公務員の方とか、あと、10月以降に生まれた方で、10月以降ですとちょうど赤ちゃんの手がかかる時期というようなことで、なかなか広報を見ることができないんじゃないかなと思いますが、その辺の周知はどのような形でお考えになるのかについて質問します。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 先に公務員世帯の分について説明いたします。

公務員世帯につきましては、各役所等から児童手当を支給しているという証明書が配布されまして、あと、居住する役所で申請手続きを行うという流れになっております。

そういう形になりますので、まず概ねそちらの方が配布されましたならば、市役所の方で手続きしてもらう形になります。

また、新生児は、1月16日まで、児童手当の手続きのために役所の方に来ていただいて手続きをしているわけですけれども、その分まではプッシュ型の対象としまして、この1月19日の案内文書の方にも、1月16日まで手続きをされた方についてはお送りしますし、1月19日以降の分につきましては、児童手当の手続きをする際に、併せて、子育て応援手当の分の申請手続きもしてもらうようにと考えていますので、まず漏れはないんじゃないかなと考えております。

○議長（菅原由和君） 7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 今のに関連してですが、公務員世帯と10月以降に生まれたお子さんに対する申請の最終締切日はいつでしょうか。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 出生届の期限は生まれた日から14日以内となっておりますし、児童手当の手続きにつきましても、生まれてから15日以内というルールがございます。そのルール

内で期限を設けたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 質問の仕方が間違ったかもしれないですが、公務員世帯等については申請に基づきだから、その申請の最終締切はいつですか。2月以降に申請を受け付けるということでしょうか。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 公務員世帯につきましては、早いところですと既に、県職員さんの方からは窓口の方で問い合わせが来ております。

期限は、基本的には年度内と考えておりますけども、公務員世帯におきましても、3月末に出生される方もいるかと思いますので、同じルールの中で期限を設けたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

この制度そのものについては何ら問題ない、やっていただいて結構なんですが、ちょっと間違っていたらすみません、直してほしいんですが、この財源ですけれども、今回は全部が国から来る交付金ということでそれでいいんですが、さらにその財源、いわゆる国で今設計している、今、政権で独身税などとやゆされているようですけれども、いわゆるその社会保険料に上乗せして取る部分がこの部分にも入るということですか。ということは、全保険者ですから、市で市町村が管轄する分とすれば、国民健康保険税があるわけすけども、これも資料なんかを見ると、1世帯当たり300円ぐらいとか、令和8年度、9年度、10年度と、年度によって負担するみたいなのが設計されているようなんですが、このお金の財源もそういうことがやはり入っているということの理解でいいんでしょうか、お願ひします。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 今回の物価高対応子育て応援手当につきましては、児童手当と異なるものと国の方では考えておりますので、今お話をありました財源につきましては、別物と考えております。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

この事業内容そのものとはちょっと離れると思うんですけども、ここ何年間か、この児童手当支給対象者へのいわば上乗せというか特別的な手当を、この間何回か実施てきて、これは、今まで支給率はずっと100%だったのか、何かしら漏れがあったのかが分かったりするものでしょうか。今回のものも含めて伺います。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 今回のものも含めてですけれども、基本的に申請があったものについて支給する部分もありますので、母体に対して100%かどうかというのは、100%とは言い切れないかと思います。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） ということは、申請率が100%ではなかったことがあるということでいいんですか。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 例えば、公務員世帯とかですと、市役所の方ではどこの世帯が

公務員でどのぐらいになっているのかというのは、件数が把握できていない状況ですので、それで、100%申請できているのかというのは、ちょっと計り知れないという状況でございます。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） その部分に関しては分かりました。

あと、今、ちょっと思い出した部分があつて、この間に、いわゆる離婚されたとか親権の話とかで、このタイミングで、そういった口座等の管理の行き違いとかがあったというところで必要な方に届いていなかつたというケースがあつたのかどうかだけ確認して終わります。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 異婚の部分につきましては、いろいろ不安な方もおられますので、心配な方は問い合わせもされておりますので、そういったトラブルは基本的にはなかつたと考えております。

○議長（菅原由和君） 22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君） 1月16日までの児童手当の申請に上乗せというか、今回の応援手当についてさらに申請をしていただくということですけれども、出生の手続きをするときに母親、お母さんの方ではなく、父親だったり、パートナーだったり、ご家族だったりの方が行かれると思うんですけれども、その時に児童手当の申請そのもの、そして今回の申請をするということを丁寧に説明していただけるのか確認したいと思います。

○議長（菅原由和君） 佐藤こども家庭課長。

○こども家庭課長（佐藤憲寿君） 窓口の方には、基本的に児童手当の手続き、出生、医療給付も含めてですけれども、窓口の方で手続きをされていますので、その際に児童手当の部分と、この今回の子育て応援手当の部分の制度につきましても、重ねて説明させていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） ほか、ございますか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項②は以上といたします。

11時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### ③ 「令和7年高温・渴水障害」への対応について

○議長（菅原由和君） 再開します。

説明事項③、令和7年高温・渴水障害への対応について説明をいただきます。

門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 昨年の高温・渴水によりまして、りんごを中心とした農作物の被害を受けた農業者に対しまして、両農協が融資を行う際に、市として利子補給をすることにより、営農継続の支援を行おうとするものです。

なお、この利子補給は、過去にも、台風、大雪、霜、雹などにより、農作物や農業施設に被害が生じたときにも行っているものです。

資料に基づきまして、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） ご説明させていただきます。

まず、被害の状況について、昨年の高温・渴水による農作物被害は、生育不良あるいは収量、品質の低下など非常に大きなものであったということになっています。

両農協の調査によりますと、平年と比較して収穫量が3割以上減収となったものは資料のとおりです。この3割というのは、市の農業災害対策要綱に記載をしているものです。

具体的には、ねぎ、えだまめについては、生育不良となり収穫量が減少、花卉、特に、リンドウ、小菊を中心にですが、生育不良による品質低下、それから、開花の遅れによってお盆需要等の最盛期に出荷できないということでロスが増えている。それから、りんごは水分不足となり、小玉傾向で収穫量が減少したとなってございます。

具体的なそれぞれの被害状況については、表のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思います。

対応についてですが、いずれこの被害につきましては、市内全域に及ぶということで、被害の大きかった先ほどご説明した作物を対象といたしまして、市内全域における対策を講じます。

具体的には、被害を受けた農業者に対しまして市の災害対策要綱に基づき、農業経営の維持安定と災害復旧に資することを目的として融資機関、要は、両JAが貸付する特別資金に対する利子補給を実施します。

これは、先ほど部長が申し上げましたように直近では、令和5年に凍霜害、それから高温障害ということで、りんごを対象に実施をしているものです。

今回の被害ですけれども、収穫期を迎えると被害の程度が判別できないということで、JA岩手ふるさとから一報があったのが11月下旬、JA江刺からの報告が12月上旬で、今回の対応は、12月の補正では対応ができなかつたものです。

直近、2月補正での措置を予定しておりましたけれども、利子補給を実施するためには、予算議決、具体的には債務負担行為の設定になりますけれども、その後に、融資機関と契約を締結した後でなければ対象にならないということですので、直近に開催される1月臨時会に前倒しで措置をしようとするものでございます。

資金の概要ですが、融資機関は両JA、金利は現在固定金利で2.65%になります。

市の利子補給は、1.075%ということですが、いずれ固定金利から県信連の0.5%を除いた分を市とJAで2分の1ずつ負担をするということでございますが、現在この長期プライムレートが上がっておりますので、これは上昇が見込まれているところであります。

貸付期間と利子補給期間は10年以内、貸付限度額ですが、被害想定額の50%で1億4,840万円を貸付限度額としております。1件当たりの限度額は、原則で500万円としております。

今後のスケジュールですが、先ほど申し上げましたように、1月の臨時会において、この利子補給の債務負担行為の設定の提案をさせていただきたいと考えてございます。

なお、具体的な利子補給は、令和8年度からとなりますので、令和8年度の当初予算で措置をする予定としています。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番、千葉敦です。

J A江刺について、果樹はそのとおり分かりますけれども、野菜とか花卉は書いてないですが、3割の被害がなかつたという認識なのか、あるいは申告がなかつたということなのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） そのとおりでございましてJA江刺さん、いずれその被害の状況を確認させていただいておりますが、JA江刺からの報告はりんご、果樹ということでご報告をいただいているところでございます。

○議長（菅原由和君） 3番、菅野至議員。

○3番（菅野至君） 3番、菅野至です。1点お伺いします。

1番の被害状況についての中に、JAの調査とあるわけですが、調査内容について、もしお分かりであればお示しいただきたい。あとは、JAの調査に関して、市がどのように関わったのかも教えていただければ。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） 具体的には農協さんの方で生産量でありますとかから推計して、これが確定ではございませんので、あくまで推計という形での調査と考えてございます。

具体的に市がどう関わったのかということですが、基本的にはこの利子補給という関係で、両農協さんから資金の需要があるということでのご相談をいただいたということで、直接的に市がこの調査に関わったということではございません。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○3番（菅野至君） 推計によるというところではあったかと思いますがやはりこういった大きな被害が出たという場合に、現地調査等々も必要かなと思うので、やはりそういうところをJAさんと市と協力しながらしていくべきかなと思うんですが、その辺のお考えをお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） そのとおりだと思います。

ただ、具体的に後は、これはNOSAIさんの収入保険とかになると思いますけれども、具体的に収入保険に入られている方は、直接、被害報告をしていない部分もありますので、その辺は被害の状況に応じて、両農協さんと連携を取りながら進めていきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。3点お伺いします。

まず、JAさんが今回、市と同率、先ほど課長が説明したとおり長期プライムレートが上がってきているので、この1.075%がもう少し上がる可能性は確かにありますが、このJAさんの負担する1.075%に対する何か、国とか、JAさんの本部とかからの支援というのがあるのかどうか伺います。

それから、融資実行の期限というか時期は、令和7年度中なのかどうか。利子補給の財源は債務負担行為で令和8年度からと書いてあるので分かりますけれども、融資実行は期限があるのかどうか伺います。

それから、周知の部分で確認いたしますが、あらかじめの調査で266戸の農家さんということで既に把握はしておられるようですが、仮にここに漏れがあつたりして、「実は私も」というのが出てくるということも考えられなくもないのかなと思うところです。ないのであればないでいいんですけども、そのあたりの周知といいますかの部分について伺います。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） JA負担分について、国、県の助成があるのかという部分については、ないと理解をしています。

それから、実際の融資実行ですが、両JAとも4月から5月ぐらいとお聞きしているところです。被害戸数は266戸ですけれども、具体的にその資金をお借りするというのはこれよりも少ないと理

解をしていますので、一応これまで被害想定額の50%という中で間に合ってきたということがございますので、その金額で貸付限度額を設定させていただいたところでございます。

○議長（菅原由和君） 5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 4番の今後のスケジュールで債務負担行為が10年の設定になっているんですけどもこの理由についてお聞きできればと思います。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） 3番にありますけれども、貸付期間、それから利子補給期間が10年以内となっていますので、令和8年度から18年度の10年間ということで設定させさせていただいているものでございます。

○議長（菅原由和君） ほかに。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項③は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ④ 岩手県利便増進実施計画（奥州市版）の策定について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項④、岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）の策定について、説明いただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） この計画策定に向けた考え方については、以前にもご説明をしておりましたが、今般、岩手県、それから関係団体とともに検討してきた利便増進計画の素案ができましたので、その概要についてお知らせします。

担当課長からご説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） それでは、岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）の策定について、説明を申し上げたいと思います。

本計画策定に関しましては、昨年の5月にも全員協議会でご説明をしているところでございますが、改めて確認の意味で、計画の概要について触れさせていただきたいと思います。

利便増進実施計画は、令和5年度に策定いたしました奥州市地域公共交通計画、これは第4次バス交通計画ですけれども、こちらに掲げる取組のうち、利用者にとって利便性の高い、地域旅客運送サービスの持続的な提供を図る事業、これは、具体的に申し上げますと地域公共交通ネットワークの再編であるとか、運行ダイヤの見直しなどが該当しますけれども、これを実施するために策定するものであり、策定主体は、岩手県及び奥州市となります。

当初、市単独の計画として策定するという予定でしたけれども、利便増進事業の見直し対象路線が県の地域公共交通計画及び市の地域公共交通計画の両方に関わるということから、国からの指導もあって岩手県と奥州市が策定主体となることとなったものです。

これに伴いまして、当初、市の地域公共交通計画の計画期間を延長することで、令和8年から12年までの5年間の計画期間を想定しておりましたけれども、県計画との兼ね合いから、令和8年から10年までの3年間の計画期間となるものです。

次に、利便増進事業の具体的な内容についてです。

詳しい内容につきましては、計画案を本日別冊資料として配信しておりますので、そちらもご参考いただければと思いますけれども、ここでは要点を絞って概要について説明させていただきます。

今回、計画案に盛り込んだ利便増進事業としましては、1つには、利便性の高い公共交通ネットワークの形成、もう1つには、利用者の利便増進を図る事業、この大きく2つに区分されます。

このうち、利便性の高い公共交通ネットワークの形成に資する取組といたしまして、1つには、鉄道と路線バスの接続性向上といたしまして、交通結節点であります水沢駅前へのバス路線乗り入れ便数、これを増やします。

具体的には、水沢コミュニティバス、いわゆるZバスでございますけれども、こちらのすべての路線を水沢駅前に乗り入れる見直しを行おうとするものであります。

次に、公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上といたしまして、現在、水沢駅とイオン前沢店の間を運行している、これは、県交通が運行している幹線路線になりますが、水沢前沢線、これを水沢駅からZホール、水沢図書館及びコープアテリイ付近まで延伸しようとするものであります。

最後に、郊外の新興住宅地の住民の市街地方面への移動機会の創出としまして、現在、江刺バスセンターと胆沢病院間を運行している、同じく岩手県交通が運行いたします幹線路線の胆沢病院線、いわゆる通称、水岩線ですが、これを胆沢方面に延伸し、桜屋敷のニュータウン、それから、イオンスーパーセンター桜屋敷店方面を経由させるルートに見直ししようとするものです。

次に、利用者の利便増進を図る事業としまして、以下に記載のとおり、総合的な公共交通案内ツールの作成でありますとか、バス運行情報の提供などを挙げております。

補足でございますが、この中で、バス停等での待合環境の改善というのもございますけれども、先ほど説明した水沢コミュニティバス、Zバスの全線を水沢駅前に乗り入れる見直しと併せて、一部の路線、これは佐倉河線になりますけれども、こちらについては沿線の商業施設、具体的にはマイヤ水沢さんになります。こちらの駐車場に乗り入れをさせていただくということで商業施設側とも調整しております、これにより、利用者のさらなる利便向上を図りたいと思っております。

次に、計画策定による財務面でのメリットについてです。

前回の全員協議会の際も申し上げましたけれども、今回、利便増進実施計画を策定する目的の1つに、持続可能な路線バス運行基盤の構築強化がございます。

本計画を策定することで、幹線、支線に対する国庫補助金の上限引き上げや、利用促進に係る事業に対し、国庫補助なども狙っていきたいと考えているものです。

幹線、支線に対する国庫補助金の減額回避、あるいは上限額の引き上げに関しましては、幹線路線の2路線、これは胆沢病院線、水岩線、それから水沢前沢線ですが、これらに関しては、令和7年度と令和8年度比較でございますけれども、国県補助金の合計が年間で930万1,000円ほど増額される試算となっております。

このことにより、水沢前沢線については、計画策定による国県補助金の増額分を見込んでもなお、交通事業者の年間収支が500万円ほどの赤字となる想定でございますが、一方で、胆沢病院線、水岩線に関しましては、ほぼ収支均衡となる見通しでございます。

さらに、地域内フィーダー系統、いわゆる幹線から伸びる支線の方でございます。このフィーダー系統の4路線につきましても、国庫補助の上限額が引き上げられる見込みであり、こちらは市の財政面でのメリットとなります。

このほか、公共交通の利用促進に係る国庫補助メニューの活用も可能となることから、こうした財源を活用して、地域公共交通計画に掲げる利便増進事業を推進してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについて、本日の全員協議会以降のスケジュールとしましては、今月下旬まで計画案に対するパブリックコメントを実施し、バス利用者等からのご意見をいただいた上で、市及び県の地域公共交通会議に説明し、意見聴取を行いたいと考えております。

一連の意見聴取並びに意見の反映作業が終了したものを最終案として取りまとめ、岩手県及び奥州市で計画決定の手続きを行った上で公表し、最終的には2月10日をめどに、国への認定申請を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

この計画のスケジュールの話がありまして、順調にいくと4月1日から路線変更というか、運行図の変更がかかるということなのか、確認させてください。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） お見込みのとおり、4月1日からのルート変更といいますかがかかることで進めてまいりたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） 分かりました。

そうしますと、バス予報のアプリ対応が4月1日から可能なのかという部分と、そのシステム改修が何かしらの費用を伴うのかを確認します。

それから、実際の計画図を見ますと、今回のこの見直しによって、運行回数が減るパターンもあるという受け取り方をすればいいんですか。今まで何回と決まっていたものが、何回から何回という幅が出るようになっているんですけども、その解釈の説明をお願いします。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） バス予報でございますけれども、これは当然、4月1日のルート変更から新たな経路で皆様に情報提供できるようにということで、業者ともここは考えていきたいと思っておりますし、国に計画の申請をするのが大分、4月1日よりは早い状況でございますので、いずれ決定の手続きをしましたならばその辺のもうろろの情報提供の部分も合わせてここは対応しなければならないと思っております。

経費的な部分につきましては、今の時点でまだその計画が固まっておりませんので、こと合わせて、事業者と詰めていきたいと思っております。

それからもう1つ、運行回数の減でございます。

今回の見直しにより、水岩線は従来どおりということですが、水沢前沢線は現状の乗降調査の結果を踏まえて、これは若干減便になる部分がございます。

ただ、これはやはり、あくまで利用状況を踏まえてということですので、ルートが伸びる分で運転士さんのやりくりなどもあるということで、ここは県交通の方に総合的な判断をいただくということでお願いをしているというところでございます。

○議長（菅原由和君） 7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。

資料1の2番の利便増進の内容について何点か。Zホール絡みでお話をするんですけども、駅経由になってZホールに行けるということで、前にもお話をしましたけれども、やっぱりイベント

にJRで来た人たちがZホールに行けなくて駅で迷っている現状が今も続いているので、ぜひ、これはいいなと思います。そこで、それをさらに利便性を高めるためにお願いがあるんですけれども、今日、都市整備部、商工観光部、協働まちづくり部は、出席されていませんけれども、それらのところにお願いしたい。

1点は、駅の地下道は、奥州市の市道になっていますので、ぜひあそこの地下道の西口、東口のところに、Zホールに、もしバスが時間が合わないときは、あそこを通ると最短距離だという宣伝をぜひやってあげると歩いていく方が国道397号の陸橋を越えたり、春日町ガードまで歩いて行かなくて最短で行けるという表示を都市整備部でされると、駅がますますいいんじゃないかなっていうのと、2つ目は商工観光部にお話したいのは、在来の水沢駅にも、JRの待合のところに観光協会のデジタル掲示板がありますが、その中にバスの確か、運行時間がデジタルで出ていたと思うんですけども、Zホールに行くのも大々的に目立つようなデジタルになるとそういうイベントに来た方がすぐにバスに乗れるという工夫、使いやすさが増えるんじゃないかなと思います。3つ目は、協働まちづくり部にお願いですが、迎える方のZホールもやはり、アクセスについて、このバスを利用できるとか地下道を使うと最短だというような、ホームページなりでZホールにも、遠くから来るお客様を招き入れるような宣伝をこの際、入れていただきたいというのが1点と、もう2点目は、(2)のところに待合環境の改善ってありますが、今のZホールのバス路線の際に、昔、公衆電話があったボックスが公衆電話が撤去になって、ただのカラのボックスがそのまま残っているんですけども、かわいいんですよ。あれが、例えばおうしゅうたろうの外側になって真ん中に入れたら雨宿りとか雪宿りになるんじゃないかなと思うんですけども、1人、2人しか入れませんけれども、そういう、ここはZホールだというのが、バスを待っている人とか、コープの方から横断歩道を渡る人が見たときに、かわいいなって思うようなものにせつかくだったら変えて待合環境の改善にしたらいいんじゃないかなっていう、以上、提案です。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） まず、水沢駅とZホールの移動手段、方法、ここについての周知、これは大切だというご指摘ですので、ここについて何ができるか、担当部と協議してまいりたいと思います。それから、最後のおうしゅうたろうデザインに変えてという、確かに形がそれに似ているかもしれません。うちのおうしゅうたろう部隊に伝えまして、アイデアとして参考とさせていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 2番、宍戸直美議員。

○2番（宍戸直美君） 2番、宍戸直美です。

今回、利便増進をして、バスの利用者をどの程度増やしていく見込みで今の計画は作られているんでしょうか。

なんか、今、バスに乗っている方を見ますと、本当に少ない市民の方が乗られているのかなと思っているんですけども、今、やっぱり私たち、車を各ご家庭が二、三台持っているような生活をしている中で、バスに乗るという習慣がないような気がしているんですけども、やはりバスを運行していく中で経費がかかるわけですから、その経費を取得していく中で、より多くの市民の方にやっぱりバスに乗っていただくということが必要なのかなと思うんですけども、そういうことを習慣化していくために、今、どのような考え方をお持ちなのかお伺いします。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） 利用者を増やすためにどのような考え方をということです。

今回、利便増進計画を策定しまして、それぞれ利用者が多いと思われる公共施設であるとか、商業施設の方まで延伸したりということでございます。

我々とすれば、幾らでも利便性を増やすことで利用者も増やしたいということがありますけれども、どちらかというと人数というよりは、その路線バスを運行するその収支を改善する、運賃収入を増やしてということですけれども、そういったところを主眼に置いております。

基本的に地方都市ですとどうしても公共交通が発達している首都圏などとは違いまして、やはり車社会というのは、これはもう否定できない現実でございます。

若い方々含め、なかなかバスに乗ると言っても、そこまで利便性が高まるかというとそうではないですし、そういった中でやはり、ターゲットとなるのは車の免許を持っていない高校生でありますとか、逆に車の免許を返上したい高齢者といったところがターゲットになるというのは、我々もそこを十分分かった上で、ではそういう方々に幾らでもバスを使っていただくためにどうすればいいかというところについては考えて、こういった利便増進事業に反映させているというところでございます。

ただ、この部分だけで運賃収入で収支が均衡あるいはそれ以上になるとは思っておりませんで、やはり、これ日本全国どこでもなんですけれども、いかにそういった部分を持続させていくのか、今の公共交通を持続させていくのかというところに主眼を置きながら、こういった取組を今進めるということですし、国も今時点で、そういった地方の取組を応援するということで、こういった利便増進計画を策定した場合の国庫補助のいわゆる上限引き上げといったようなところも制度化しているものですので、こういったところについては、そういう部分を十分活用できるようなそういうことで進めてまいりたいという考え方でございます。

○議長（菅原由和君） 宮戸直美議員。

○2番（宮戸直美君） ありがとうございます。

何となくすけれども、利便性っていうところを考えたときにやっぱりその回数、運行回数が何となく今の計画では先ほどもありましたけれども減っているような気がするんですけども、利便性を考えたときにやっぱり回数を増やしたほうが皆さん、バスに乗りやすいというか、バス停に行けばバスに乗れるという感覚がつかめれば、バスを利用するのではないかと思うんですけども、回数を増やすことにならなかつたのはなぜなのか、よろしくお願ひします。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） 運行回数が増えることにならなかつたというのは、ひとえにやはり交通事業者さん側が置かれている厳しい環境というのがございます。

というのは、やはり運転士を確保できないというのが今の交通事業者さんの最も大きい悩みのところでございまして、燃料費等の物価高騰も確かに経営には響いているんですけども、やはり運転士をいかに確保するか、これは、バスだけに限らず、タクシー事業者さんもそうですけれども、ここを非常に、頭を痛めているところだということで、我々意見交換などもさせていただくとそういう話になっております。

県交通さんでも運転士さんの待遇を改善するなどして非常に努力をしていただいているということですけれども、やはり、それでも、なかなかやっぱり運転士は増えないということが便数を増やせないということの一番大きい理由かなと思っております。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 先ほど、佐々木友美子議員の発言にちょっとタイミングを取れなかつたんで、

非常にいいアイデアだと思いますし、先ほどの視点というのは実は関係人口に関係した視点で、この公共交通をある程度、利用者を増やすためには、関係人口の方に乗っていただくことと、それから誘致企業の従業員の方、特に外国人の従業員の方、なかなか車の免許を取れません。

それとあと、市民で免許返納をした方とかなりのクラスターがあるわけです。そういうすべてのクラスターに対して刺激できるような策をこれから考えていくというときに、県が、県全体のことを県北ではどうだこうだとやってもなかなか進まないんです。それで、国に直接、奥州市モデルをぶつけて利便性を上げていくという考え方ですので、そういう非常に現場感覚のある提案というのを取り入れていきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 5番、佐藤です。

先ほどのお話をいただき、思ったことがあったんですけども、運賃収入を増やす取組だっていう話がありましたし、運転士の確保も問題になっているという話もありましたけれども、今回の利便性確保というところで資料を見させていただいて、9ページ、11ページを見ると運転回数や運賃を見ると減っている。運行は減って、運賃は逆に上がる中身だと思っていますけれども、ますます使いづらくなっているんじゃないかなという思いがありまして、例えばですけれども、運賃を一律200円とか100円とかという形で見直すことで、ターゲットを子ども世代だったり、家族世代に持つていけるんじゃないのかなという思いもあるんですけども、その点について、何かしら検証とかをされたのかというところを伺えればと思います。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） 運賃が高いとなかなか、というところかと思いますけれども、我々としてもそこの部分についてはかねてより、これはこの利便増進に関わった話ではなくて、かねてからその部分については考えておりまして、昨年ですか、高齢者の割引をさせていただいたというところがございます。

引き続き、高校生世代に対しても割引ということができないかというところは継続して考えておりますので、ここはちょっと、なかなかその高校生というのが市外からも通学している方が多くてどういうふうにやればそこを円滑に進めるかという課題もあるものですから、そういったところで時間はかかるておりますけれども、いざれ各種割引制度の方を適用するというところにつきましては、これは第3次バス交通計画からの継続的な課題となっておりますので、そういった部分についても引き続き、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） ありがとうございました。

先ほど言った学生さんとか高齢者の話にもなりますけれども、ターゲットをもうちょっと見直すべきだって私的には思っていまして、そうすれば、例えばですけれども子ども世代をターゲットにした場合に、100円だったり、200円だったりという感覚でやった場合、そうした場合に子どもの利用者が増えれば結果的に親御さんも増えますので、逆に安くすることによって、将来、この町に育ててもらったという恩義も感じると思いますし、また、将来、都会に出ても戻ってくると考えると思うんです。例えば、Uターンだったり、親の介護だったり、ふるさと納税、地元の応援という形で、形を変えて戻ってくるんじゃないかなと思っていまして。

なので、できれば見直してほしいと思いますので提案させてもらったところです。所見があれば伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） 子どもの料金ということでございますけれども、実は現状、既に小学生以下の部分につきましては、半額という扱いになっております。

ということで、そこは、それ以上もっと踏み込むべきなのではないかというご意見ということで  
あれば、ここはちょっと今の段階でそこまでは考えてないということですけれども、いずれ現状、  
子どもさんについては、大人の運賃の半額でお乗りいただけることになっているということでござ  
います。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、以上で(1)の説明事項は終わりたいと思います。

説明者退席のため、暫時休憩します。

#### 4 その他 以下略